

仕 様 書

1 総 則

東京神奈川森林管理署及び東京事務所、高尾森林ふれあい推進センターに所属する車両の燃料購入に係る単価契約に当たり、甲と乙（乙の給油所の所員及び代行給油ができる特約店等の給油所（以下、「代行給油所」という。）の所員を含む。）は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。

2 予定調達数量及び納入場所

- (1) 予定数量 揮発油 10, 500 リットル
灯油 480 リットル

所属官署ごとの予定調達数量は、別紙「官署別車両台数一覧表」に記載のとおりである。なお、予定調達数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

- (2) 納入場所は、下記 3 の給油カードを使用することができるすべての給油所の店頭とする。（神奈川県外の給油所も対象）

3 給油カードの発行

乙は甲に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード（以下、「給油カード」という。）を発行し、契約期間開始までに納品すること。

- (1) 直営店のほか、代行給油所（高速道路内の給油所を除く）で利用できること。
(2) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。
(3) クレジット機能を有しないこと。
(4) 別紙「官署別車両台数一覧表」に記載されている枚数分を発行すること。
(5) 車両の変更又は追加等があった場合は、無償で給油カードの交換、解約又は新規発行ができること。

4 給油の方法等

- (1) 職員は店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、乙または所員等は、給油完了後、甲に対し給油伝票（納品書）を発行する。
(2) 乙の給油所及び代行給油ができる特約店等における給油単価は、本契約の契約単価によるものとし、手数料等の費用が必要な場合は、乙がこれを負担とする。

5 毎月の精算

乙は、毎月末に当該月の使用量をとりまとめ、その代金を翌月 20 日迄に甲へ請求することとし、別紙「官署別車両台数一覧表」の「請求書送付先」へそれぞれ送付することとする。その際には、給油カードごとの明細書も添付する。

官署別車両一覧表

官署名		所 在 地	請求書送付先(○) 及び請求書宛名		調達予定量(ℓ)		給油カード 発行枚数	車種	車両登録番号
					揮発油	灯油			
東京神奈川森林管理署	本署	神奈川県平塚市立野町38-2	○東京神奈川森林管理署長	3,000	-		5	ヴェゼル	湘南301も6884
	世附・丹沢森林事務所	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子498-1		3,000	60		3	エクストレイル	湘南301む9103
	箱根森林事務所	神奈川県足柄下郡箱根町箱根299-2		400	160		1	エスクード	山梨301さ5462
	津久井森林事務所	神奈川県相模原市緑区中野1336-2		1,100	100		2	エクストレイル	湘南301の9713
	高尾森林事務所	東京都八王子市甘里町35-1		1,200	60		3	エブリィ	湘南480て2410
				8,700	380	14		ビーゴ	湘南502つ1171
								ラッシユ	相模501も617
								N-VAN	湘南480つ4979
								エブリィ	八王子480さ6635
								フォレスター	湘南301み1869
小計								フォレスター	湘南301み1868
高尾森林ふれあい推進センター		東京都八王子市高尾町2438-1	○関東森林管理局長	1,000	100		3	ポンゴ	八王子400せ6025
小計				1,000	100	3		ハイゼット	八王子480す8102
東京事務所		東京都江東区東陽6丁目1-42	○関東森林管理局長	800	-		2	デリカ	八王子301た5008
小計				800	0	2		エクストレイル	富士山303つ3555
合 計				10,500	480	19			(注)レンタカー用として1枚